

山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金 実施要領

山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、「山梨県補助金等交付規則」、「山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、「山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金実施要領」(以下「本要領」という。)の定めるところにより、予算の範囲内で実施するものとする。

1 補助事業の概要

本事業では、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善並びに山梨県地球温暖化対策実行計画(令和5年3月改定)に基づく再生可能エネルギーの導入目標を達成するため、第三者所有モデルを活用した自家消費型太陽光発電の導入を促進するため、リース事業者又はP P A事業者が実施する再生可能エネルギー発電設備の導入に要する経費の一部を補助する。

(1) 補助対象事業者について

次の各号の全てに該当し、太陽光発電設備等をリースモデルにより需要家へ提供するリース事業者、又はオンサイトP P Aモデルにより需要家へ提供するP P A事業者等を対象とする。

(ア) 県税の滞納がないこと。

(イ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。

(i) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(ii) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(iii) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(iv) 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この号において「人格のない 社団等」という。)を含む。)であって、その役員(人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。)のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者があるもの。

(v) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者。

(vi) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たりその相手方が上記(i)から(v)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者。

(ウ) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(エ) 直近2箇年の決算にて、債務超過でないこと。

(オ) 別に定める誓約書の記載事項を遵守すること。

需要家の民間事業に該当する者は以下の通り

- ・会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律))
- ・医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
- ・社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
- ・公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
- ・一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ・個別の協同組合法の規定に基づき設立された協同組合等
- ・青色申告を行っている個人事業主
- ・その他知事が適当であると認める者

※各府省庁が所管する独立行政法人、国立大学法人・大学共同利用機関法人などは対象外

(2) 共同申請について

オンサイトPPAモデル事業を2者以上で実施する場合、設備の所有者を代表申請者とし、その他事業者を共同申請者として申請すること。ただし、代表申請者及び共同申請者共に、要綱第4条各号全てに該当すること。また、いずれかの事業者が要領又は本要領に違反した場合は、共同で申請した者がその責を負う場合がある。

※共同申請の場合、代表者申請者が補助金交付対象者となる。

※リース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA事業者とリース事業者との契約はファイナンスリースであること。オペレーティングリース(一定期間後の下取り予定価格を残価として設定するなど)は対象外とする。

(3) 補助対象設備・補助率

補助対象設備	補助率	補助限度額
(ア)太陽光発電設備	需要家が県である場合 補助対象経費の1/2 需要家が民間事業者である場合 定額:5万円/kW 需要家が個人である場合 定額:7万円/kW ※太陽光パネルとパワーコンディショナーのいずれかの出力の低い値に乗じて算出(小数点第2位以下切り捨て) ※需要家が個人である場合、発電出力が10kW未満であること	1申請あたり、太陽光発電設備、蓄電池含め 上限3,000万円 (ただし、需要家が個人・県である場合は除く)
(イ)蓄電池	需要家が県である場合 補助対象経費の2/3 需要家が民間事業者である場合 補助対象経費の1/3 需要家が個人である場合 補助対象経費の1/3 ※需要家が個人である場合、容量が20kWh未満である	

	こと。	
--	-----	--

※本事業で導入する設備については、他の補助制度と重複して補助を受けることはできません。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税は対象外とし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てることとします。

※個人事業主で店舗兼住宅の場合は、個人に含まれることとします。

(4) 補助対象設備の条件

補助対象設備はそれぞれ以下に定める全ての条件を満たす必要があります。

設備	内容
(ア)太陽光発電設備	(1) 未使用の太陽光発電設備を事業所等に導入すること。 (2) 商用化され、導入実績のある太陽光発電設備を事業所等に導入すること。 (3) 建築基準法(昭和22年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物への屋根置きによる太陽光発電設備であること。 (4) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を山梨県内の需要家が消費すること。 (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。 (7) 発電量を計測する機器を備えること。 (8) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (9) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」「資源エネルギー庁」に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次のア～コをすべて遵守していることを確認すること。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、設計・施工を行うこと。 ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。

	エ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 オ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 カ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは適切な方法により協力すること。 キ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境の保全、近隣への配慮を行うよう努めること。 ク 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。 ケ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」(資源エネルギー庁)を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 コ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
(イ)蓄電池	(1) 未使用の定置用蓄電池を太陽光発電設備と一体的に事業所等に導入すること。 (2) 商用化され、導入実績のある蓄電池を事業所等に導入すること。 (3) (ア)で導入する設備の付帯設備であり、蓄電池単独の導入ではないこと。 (4) 蓄電容量(単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量)1kWh 当たりの価格(本体、パワーコンディショナー及び設置に係る工事費の価格であり、消費税及び地方消費税を除く)が次に掲げるものであること。 ア 4,800Ah・セル／台 以上の蓄電池:19 万円／kWh 以下 イ 4,800Ah・セル／台 未満の蓄電池:15.5 万円／kWh 以下 (5)家庭用(20kwh 未満)の場合は 12.5 万円/kWh、業務用(20kwh 以上)の場合は 11.9 万円/kWh 以下(いずれも工事費込み・税抜き)の蓄電システムとなるよう努めること。 (6) 太陽光発電設備により発電した電気を帯電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (7) 停電時にのみ利用する非常用予備電源ではないこと。 (8) 4,800Ah・セル／台以上の蓄電池:各市町村の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

	(9)4,800Ah・セル／台未満の蓄電池:次のア～カの全てを満たすこと ア 蓄電池パッケージ 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 イ 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (i)初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。 (ii)定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。 (iii)出力可能時間の例示 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示すること。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ※購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。 また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。
--	--

	(iv)保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (v)廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (vi)アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 ウ 蓄電池部安全基準 (i)リチウムイオン蓄電池の場合、蓄電池部が「JISC8715-2又はIEC62619」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 (ii)リチウムイオン蓄電池以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。 エ 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池のみ) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 オ 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池のみ) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
--	---

	※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 カ 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※当該機器製造事業者及び蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者の保証を除き、当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）はメーカー保証とは認められない。 ※メーカー保証期間内の保証費用は無償であること。
(ウ)共通	(1) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。 (2) オンサイト PPA モデルの場合、PPA 事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ※共同申請の場合は、代表申請者へ交付された補助金額相当分を需要家のサービス料金から控除すること。 代表申請者がリース事業者等である場合は、交付された補助金額相当分をリース料金等及び需要家へのサービス料金から控除すること。 (3) 需要家とのリースモデル又はオンサイトPPAモデルでの契約期間は、導入する設備等の法定耐用年数期間以上とすること。ただし、リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (4) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

(5) 補助対象経費

補助金の対象となる経費の具体的な内容は以下に定めるとおりとします。原則、交付決定以後に工事着工及び締結された契約に係るものに限りします。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、システムを用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用

			②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。

※建物（カーポート本体を含む。）は、交付対象外です。また、建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。

（６）補助対象期間について

補助対象期間は、原則として補助金の交付決定を受けた日から最長で、県ウェブサイトに掲載する実績報告書提出期限日までです。

補助対象期間の間に事業の契約を行い、補助対象設備の設置にかかる手続きや必要経費の支払いを全て完了した上で、事業完了後から１か月以内（ただし、最長で県ウェブサイト掲

載の実績報告書提出期限日まで)に事業の実績を報告する必要があります。

なお、補助金交付申請後、交付決定までの間に事業に着手する場合は、補助金交付決定の前にあらかじめ事前着手届(様式第5号)の提出が必要です。ただし、事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。

(7) 補助対象とならない経費等

補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事等を含む。)がある場合は、次の方法により利益等を控除する必要があります。

補助事業における利益等排除の対象及び方法について
1. 利益等排除の対象となる調達先(工事請負業者、工事施工業者または設備製造業者) 補助事業者が以下(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とする。 (1) 補助事業者自身 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業 (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く) 利益等排除の対象範囲においては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。
2. 利益等排除の方法 (1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。 (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。 (3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するとともに、その根拠となる資料も提出すること。

2 補助金交付申請手続き等

(1) 申請受付期間

県ウェブサイト掲載の申請受付日から随時受け付け

- ※ 申請書類に不備があると審査を行えませんので不備のないよう十分ご注意ください。
- ※ 申請受付期間前に、提出先に提出された申請書（郵送の場合は、提出先に到着した申請書）は受理いたしませんのでご注意ください。
- ※ 申請受付状況は、県ウェブサイトでお知らせします。
- ※ 県ウェブサイト掲載の実績報告書提出期限日までに、実績報告書を提出する必要があります。

（２）申請方法

① 申請書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

② 提出部数

１部

③ 提出方法

持参又は郵送

- ※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください）。
- ※ 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 提出先

山梨県 新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目６番１号

- ※ 提出書類は原則として返却しませんので、書類一式は全てコピーを控え、事業完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管してください。

ただし、補助対象設備が処分制限財産（交付要綱第１６条第２項で規定する「補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得財産等のうち、取得価格が単価５０万円を超える器具その他の財産」、以下同じ。）に該当し、かつ処分制限期間（交付要綱第１６条第２項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数の期間」、以下同じ。）が５年を超える場合は、その処分制限期間の間は財産管理台帳その他関係書類を保管してください。

- ※ 審査において、施工写真など、追加で資料を求めることがあります。

(3) 提出書類 (※提出書類の右上に下記番号 (1～26) をご記入ください。)

番号	提出書類	申請者	需要家※ (事業者)	需要家※ (個人)	共同申請者
1	交付申請書	様式第1号	○		
2	事業計画書	添付様式第1号	○		
3	誓約書	添付様式第2号-1,2号-2	○	○	○
	役員氏名等一覧表	添付様式第3号			
4	事業者の事業概要がわかる資料	添付資料1	○	○	○
5	住民票※1※2 ※1証明日が申請日以前3か月以内でマイナンバーの記載がないものであること ※2県内に居住する住宅への補助対象設備の設置であることが確認できるよう、原則、「事業計画書(添付様式第1号)」の「2事業概要」に記載する、設置場所と、住所が同一のものであること			○	
6	損益計算書及び貸借対照表(直近2カ年分)	添付資料2	○		○
7	補助対象事業の実施に係る同意書	添付様式第4号		○	○
8	交付申請時に有効な見積書及び見積内訳書の写し※1※2※3※4 ※1補助金対象外経費が含まれる場合、補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積書及び見積内訳書とすること ※2共通経費は、補助対象経費分と補助対象外経費分に区分されて	添付資料3	○		

	いること。 ※3 値引きがある場合は、どの項目の値引きであるか明示してあること。 ※4 太陽光発電施設と蓄電設備を申請する場合は、各費用がそれぞれ区別されていること。					
9	設置する建物の全部事項証明書	添付資料4		○	○	
10	法人の場合、登記事項証明書(現在事項全部証明書)※ ※発行日より3か月以内のもの	添付資料5	○	○		○
11	青色申告者であることを証明する書類(写し)直近1箇年分※ ※需要家が個人事業主の場合に限る	添付資料6		○		
12	リースモデルの契約書(案)及びリース料計算書等(リース会社の場合)※ オンサイトPPAモデルの契約書(案)及び料金計算書等(PPA事業者の場合)※ ※いずれの場合も本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることを記載すること ※共同申請の場合、代表申請者又は共同申請者のどちらかが提出すること	添付資料7	○			○
13	納税証明書(山梨県税に滞納がないことの証明書)※1※2※3 ※1県税事務所(自動車税等)で発行されるもの。個人事業主の場合は、市町村役場で(個人県民税)で発行されるものも必要 ※2課税がない等の理由により滞	添付資料8	○	○	○	○

	納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面(任意様式)					
14	設備の仕様内容がわかるもの(カタログ等)	添付資料9	○			
15	発電量を計測する装置の仕様がわかるもの(カタログ等)	添付資料10	○			
16	単線結線図	添付資料11	○			
17	補助事業実施予定場所の位置図	添付資料12	○			
18	システム系統図	添付資料13	○			
19	機器配置図	添付資料14	○			
20	維持管理計画表	添付様式第5号	○			
21	代表申請者と共同申請者の設備等に関する契約書(案)等 ※共同申請の場合に限る	添付資料15	○			
22	事業実施体制表 ※共同申請の場合に限る	添付資料第6号	○			
23	代表申請者、共同申請者、需要家の間で交付金の流れ、交付金相当額の控除方法がわかる書類 ※共同申請の場合に限る	添付資料16				
24	その他県が必要と認める書類	—				

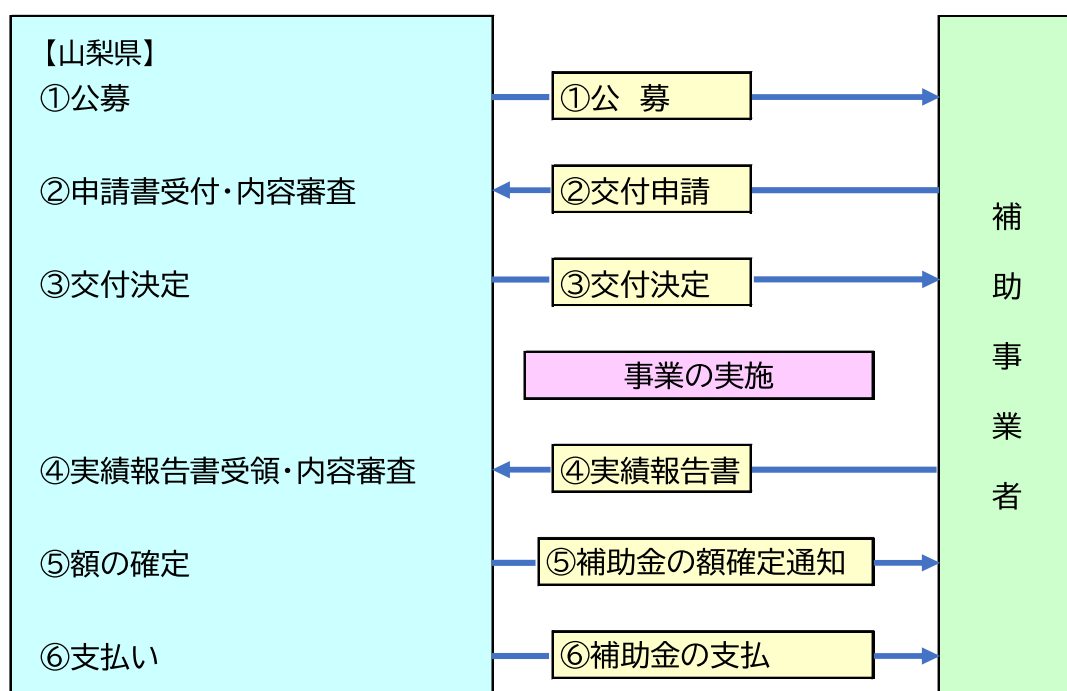
※申請者は、需要家側の提出書類についてもとりまとめの上、一緒に提出してください。

尚、需要家が山梨県となる場合には、需要家側の書類はいずれも不要です。

※1申請者あたり複数の需要家がある場合は、需要家ごと・拠点ごとに申請書を作成してください。

※共同申請の場合、申請者を代表申請者と読み替えるものとする。

(参考)申請から補助金交付までの流れ



3 審査、交付決定等について

(1) 審査、交付決定について（需要家が県以外の場合）

申請書については、提出先へ提出された日（以下、申請日）の早い順に、受け付けた補助金交付申請書及び添付資料の確認を行い、提出書類に不備がないことなどの審査を通過したもののから、交付決定を申請者に通知します。

審査は提出書類をもとに行いますが、書類不備により事実確認ができないとき、事業計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業計画に対して不適当と考えられる経費が含まれているときなどは、補助額を減額して交付するか、または交付決定を行わない（不採択とする）場合があります。申請前に設置場所の現地調査等を十分に行い、提出書類に不備がないか確認してから提出してください。

※ 先着の順番は日ごとに管理します。申請時刻は関係ありません。

※ 郵送の場合は、提出先に到着した日を申請日と見なします。

(2) 予算が上限に達した場合の交付決定について（需要家が県以外の場合）

予算が上限に達した場合、以下の方法により交付決定を行います。

○予算が上限に達した日に複数の申請者がいた場合。

- ①予算が上限に達した日の申請者を事業計画書（添付様式第1号）の二酸化炭素排出量削減効果が多い順に並べ、申請書類を審査する。
- ②予算の上限に達するまで、①より審査を通過した者を交付決定する。
- ③予算上限に達した時点での交付決定者は、残りの予算の範囲内で実施する意思があるか確認する
- ④③にて実施しない意思を示した場合、次点の審査通過者へ実施の意思を確認する。

○予算が上限に達した日の申請者が1事業者の場合。

- ①申請書類を審査する
- ②①により交付決定者となった場合は、残りの予算の範囲内で実施する意思があるか確認する

（3） 交付決定後の事業内容の変更について

審査を経て交付決定された事業内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）に変更の理由、変更の内容等、必要事項を記入の上、環境・エネルギー政策課へメールにて事前に提出してください。内容を確認の上、今後の手続きをご案内します。なお、交付決定額を超える変更はできません。

変更承認申請がないのに、実績報告時に計画が異なる事実が判明した場合は、補助金を支払えない場合がありますのでご注意ください。

4 事業の完了及び補助金の支払い

（1）実績報告書の提出

原則として、補助事業を完了した日から起算して1箇月を経過した日又は県ウェブサイト掲載の実績報告書の提出期限日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に関係書類等を添えて提出をしてください。ただし、事前着手し、交付決定日以前に補助事業が完了している場合は、交付決定日から起算して1ヶ月以内に実績報告書を提出してください。
※本補助金支出事務の円滑・確実な実施を図るため、必要に応じて、事業実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

① 実績報告書類の入手先

山梨県庁ウェブサイトからダウンロードしてください。

② 提出部数

1 部

③ 提出方法

持参又は郵送

※ 簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください（裏面には差出人の住所・氏名を必ず記入してください）。

※ 郵便料金は申請者の負担となります。

④ 提出先

山梨県 新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

※ 提出書類は、原則として返却しませんので、書類一式は全てコピーを控え、事業完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

ただし、補助対象設備が処分制限財産（交付要綱第16条第1項で規定する「補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得財産等のうち、取得価格が単価50万円を超える器具その他の財産」、以下同じ。）に該当し、かつ処分制限期間（交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間」、以下同じ。）が5年を超える場合は、その処分制限期間の間は財産管理台帳その他関係書類を保管してください。

※ 審査において、施工写真など、追加で資料を求めることがあります。

（2）提出書類

番号	提出書類		申請者
1	実績報告書	様式第6号	○
2	事業実績書※ ※補助対象設備導入前と導入後の写真を添付すること	添付様式第6号	○
3	交付決定通知書の写し	添付書類1	○
4	設備等の請求書及び領収書の写し	添付資料2	○
5	設備の確定仕様がわかるもの（納品書等）	添付資料3	○

6	単線結線図	添付資料4	○
7	システム系統図	添付資料5	○
8	機器配置図	添付資料6	○
9	設備の稼働が確認できるもの(計測モニターの写真等)	添付資料7	○
10	補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し※ ※メーカー保証書等の発行期間を要する場合等は、補助対象事業者が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し添付することにより、これに代えることができる	添付資料8	○
11	リースモデルの契約書(写し)及びリース料金計算書等(リース会社の場合)	添付資料9	○
	オンサイトPPAモデルの契約書(写し)及び料金計算書等(PPA事業者の場合)		○
12	各管轄の消防署へ提出した蓄電池設備設置届出書の写し(受付印あり)※ ※4,800Ah・セル以上の蓄電池を設置する場合のみ	添付資料10	○
13	代表申請者と共同申請者の設備等に関する契約書等 ※共同申請の場合に限る	添付資料11	○
14	固定(償却)資産台帳等 ※固定資産台帳等が提出できない場合は、県ウェブサイト掲載の取得財産管理台帳を作成し添付すること	添付資料12	○
15	その他県が必要と認める書類	—	—

※共同申請の場合、申請者を代表申請者と読み替えるものとする。

(3) 補助金額の確定・支払い

実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

補助金の額の確定をしましたら、振込により補助金を支払います。

5 補助事業終了後

(1) 財産の管理及び処分

補助事業対象者は、当該補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、台帳を整備するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければなりません。

施工において50万円（税抜き）以上の工事を行う場合等、処分制限財産に該当する場合は、事業が完了し、補助金の支払いを受けた後であっても、処分制限期間（交付要綱第16条第2項で規定する「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間」）内は、処分（補助事業目的以外での使用、貸付、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されます。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合は、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を提出し、承認を受けた後でなければ処分できません。また、承認の条件として、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を返納いただくことがあります。

なお、店舗や工場などの廃止または改装に伴い、本補助事業により導入した設備の使用を中断、移転等する場合についても、県へ報告してください。

(2) 文書の保存

本申請に係る書類については、収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

一方、取得財産等の財産管理台帳その他関係書類については、処分制限期間を経過するまで保管してください。

(3) 事業実施状況の検査

本事業終了後においても、現地調査や電話、メール等により、実施状況の聞き取り調査を実施する場合があります。

また、県や会計検査院が抜き打ちで実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに必ず従わなければなりません。

(4) 交付決定の取消等

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。これを納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、補助金の返金に加えて、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（補助金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

(5) 利用状況の報告

事業の完了日の翌月1日から年度ごとの二酸化炭素削減効果等について、翌年度の4月末報告対象期間の最終月の翌月末までに、利用状況報告報告書(様式第8号)により、報告しなければなりません。報告した内容(二酸化炭素削減効果、電気料削減効果等)は、事業者名などを伏せた上で県ウェブサイト公表する場合があります。

※報告期間は、事業終了後5箇年とする。

6 お問い合わせ先

■申請手続き全般に関するお問い合わせ

山梨県 新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課 地域エネルギー推進担当

受付時間 9時～17時(土日・祝日、年末年始を除く)

電話番号 055-223-1846

電子メールアドレス chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp